通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション　運営規程

福井温泉病院　通所リハビリテーション

（事業の目的）

1. 医療法人福泉会が開設する福井温泉病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）にある者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

1. 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

1. 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　福井温泉病院　通所リハビリテーション

　二　所在地　福井県福井市天菅生町7字一ノ久保68番1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

1. 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　一　管理者　1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

　二　従業者

医師　1名（常勤兼務）

理学療法士　５名以上（常勤専従1名、常勤兼務４名以上）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

1. 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　一　営業日　　　　　　月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・土曜日とする。

ただし、祝日、夏季休暇、年末年始（12月31日～１月３日）を除く。

二　営業時間　　　　　午前 9時から午後 5時までとする。

三　サービス提供時間　午前10時から午前11時30分まで

午後2時から午後3時30分まで

（通所リハビリテーションの利用定員）

1. 指定通所リハビリテーションの利用定員は以下とする。

午前10時から午前11時30分まで 10名

午後2時から午後3時30分まで 10名

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

1. 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

①　機能訓練

②　健康チェック

③　送迎

④　リハビリマネジメント

⑤　運動器機能向上

1. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

1. 通常の実施地域は、福井市、あわら市及び坂井市とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

1. 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
3. 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
4. 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
5. 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第10条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第11条　事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人福泉会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

（虐待の防止）

第12条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2　 虐待防止に係る責任者は　院長　辻哲雄　とする。

3 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

4 事業者における虐待の防止のための指針を整備する。

5 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を毎年５月を目安に年1回以上実施する。

6 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は、副院長　安井富士雄　とする。

附則

この改定は、令和6年６月１日から施行する。